

市民相談のご案内

市民相談は、市民の皆さんの日常生活で生じたトラブルなどについて、解決に向けた対応や手段を弁護士や各分野の専門の相談員がアドバイスするものです。

この相談では、相手方との交渉、仲裁、手続きの代行、書類のチェックなどは、一切できませんのでご了承ください。

相談は、面談による相談のみで、無料です。また、相談内容については、秘密を厳守します。

次のことにご留意ください

- ① 尼崎市民（個人）に限ります。
- ② 相談は、原則当事者ご本人が受けてください。
- ③ 調停中、裁判中、すでに弁護士や司法書士等に依頼済みの場合は、相談はお受けできません。
- ④ あらかじめ相談内容をまとめたメモや関係書類を持参するなど、相談時間を有効にお使いください。
- ⑤ 同じ案件でのご利用は、1 回限りとさせていただきます。
- ⑥ 相談中、録音機のご使用は、お断りします。
- ⑦ 土・日、祝日、年末年始（概ね 12 月 29 日～1 月 3 日）はお休みです。
- ⑧ 弁護士・司法書士等の紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

感染症対策にご協力をお願いします

熱がある等、体調の悪い方は、相談をご遠慮ください。

相談室が狭いため、相談室への入室は2名様までとさせていただきます。

問い合わせ・相談場所：

尼崎市 窓口サービス推進担当（課） 市民相談担当

尼崎市役所 本庁 中館 1 階

電話 06-6489-6400



予約優先の相談

相談は、午後1時30分～

※予約により定員に達した場合は、その日の受付を終了いたします。
また、最終枠の開始時刻で受付を締め切ります。

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
予約は 相談当日午前9時～電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
生活法律	毎週(火)(水)(木) 8/12～14を除く	25分	6枠	借地・借家、金銭貸借、相続に関する ことなど	弁護士
	※なお、お仕事等で休暇取得が必要な方のために木曜日の生活法律相談6枠のうち 3枠については、前週の金曜日から事前受付します。				
税 務	原則第2・3(火) *要確認	25分	6枠	所得税、相続税、贈与税等の国税に関す ること	税理士
	令和7年度の8月は5日と19日、2月は3日と17日、3月は17日と24日に実施				
労務・年金	第1・3(水)	25分	6枠	就業に係る労働問題(労働災害・労働条 件・社会保険・雇用保険等)、年金に関す ること	社会保険労務士
登 記	第2・4(水)	25分	6枠	所有権移転、相続などによる各種登記の 手続きに関すること	司法書士 土地家屋調査士
家 事	毎週(木)	40分	4枠	離婚、夫婦、親子や男女関係など	家事専門相談員
不動産	第1・3(金)	25分	6枠	土地・建物の賃貸借、売買に関すること	宅地建物取引士



予約の必要な相談

相談は、午後1時30分～

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
予約は 相談当日午前9時～午前10時30分までに 電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
人 権	毎週(月)	40分	3枠	人権に関すること	人権擁護委員
予約は 前週木曜日までに 電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
犯罪被害者等 支 援	原則第3(月) *要確認	60分	3枠	犯罪被害に遭われた方やそのご家族が 抱える悩みに関すること	ひょうご被害者支 援センター相談員
	尼崎市役所では、月に1回のみの開催です。次の電話相談もご利用ください。 ■公益社団法人ひょうご被害者支援センターによる犯罪被害者全般相談 電話相談：078-367-7833 午前10時～午後4時 開設曜日：月・火・木・金(祝日、8/12～16、12/28～1/4を除く)				

予約の不要な相談

相談は、午後1時30分～

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
当日、先着順に受付					
国 政	第2・4(金)	30分	4枠	国の行政に関すること	行政相談委員